

別添3

令和2年度

業務番号 第2第1号

野辺地町庁舎等新築工事設計業務

特記仕様書

上北郡野辺地町字 野辺地 地内

野辺地町

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 計画概要

- (1) 業務番号 : 繰 2 第 1 号
(2) 業務名 : 野辺地町庁舎等新築工事設計業務
(3) 業務場所 : 上北郡野辺地町字 野辺地 地内
(4) 用途 : 第四号 業務施設 第一類
(平成21年国土交通省告示第15号別添二 第四号第一類とする。)

- (5) 延床面積 : 庁舎等 A= 4,100 m²程度
(庁舎棟 : A=3,000m²以内を目標、倉庫棟 : A=850m²程度、車庫棟 : A=250m²程度)

旧庁舎棟ほか(解体) A= 2,466.97 m²

〔第1庁舎棟 : A=1,296.62m²・W造、第2庁舎棟 : A=433.34m²・W造、
第3庁舎棟 : A= 579.24m²・RC造、会計課書庫 : A= 55.42m²・W造、車庫 : A=102.77m²・W造〕

2. 業務の実施期間等

- (1) 設計業務 a. 業務日数 : ー 日
b. 履行期限 : 令和3年10月30日
基本設計説明 : 適時

- (2) 支払年度割 令和 年度 : %
令和 年度 : %
令和 年度 : %

3. 適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項の中で、・印の付いたものについては○印の付いたものを適用する。・印に○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。また、・印と※印両方に○印が付いた場合は、共に適用する。
(2) 各特記事項に記載の () 内表示番号は、共通仕様書の該当番号を示す。

4. 設計VEの適用

本設計業務において、VE業務を (※ 実施しない ・ 実施する) 。

設計VE業務を実施する場合、別に定める「青森県県土整備部建築工事設計VE実施要領」並びに「青森県県土整備部建築工事設計VE実施マニュアル」を遵守し、同マニュアルにある設計者の役割を十分に把握し、VE業務の遂行に協力する。なお、実施のスケジュールについては別途通知する。

5. 設計と条件

目的	災害時の防災拠点としての機能を十分に備えた庁舎であることを最重要課題とし、かつ町民にとって利用しやすい庁舎であること。
対象となる棟名	①庁舎棟 ②倉庫棟 ③車庫棟 ④旧庁舎棟ほか(解体)
用途	事務所等(業務施設) (平成21年国土交通省告示第15号別添二 第四号第一類)

施設規模・面積	<p>新築延べ面積：4,100㎡程度 構造：鉄骨造 地上3階 (対象となる部分：庁舎棟A=3,000㎡以内を目標+倉庫棟A=850㎡程度+車庫棟A=250㎡程度)</p> <p>解体延べ面積：2,466.97㎡</p> <p>〔対象となる部分：第1庁舎棟[W造]A=1,296.62㎡+第2庁舎棟[W造]A=433.34㎡ +第3庁舎棟[RC造]A=579.24㎡+会計課書庫[W造]A=55.42㎡+車庫[W造]A=102.77㎡〕</p>
必要機能	野辺地町新庁舎建設基本構想（令和2年5月修正）の遵守
必要諸室	野辺地町新庁舎建設基本構想（令和2年5月修正）の遵守
設備に関する要件	①空調設備 ②暖房設備 ③冷房設備 ④給排水衛生設備 ⑤電気設備 ⑥弱電設備 ⑦昇降設備 ⑧浄化槽設備等
構造に関する要件	耐震安全性の分類：Ⅱ類 重要度係数：1.25 官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年12月18日付け営計第76号、国営整第123号、国営設第101号)による分類
外構に関する要件	駐車場：100台を目標 駐輪場：50台程度 植栽等 旧野村家住宅離れ（行在所）付近での関連工事が見込まれる場合には、その来訪者の移動手段等を考慮した周辺整備の検討
景観に関する要件	施設相互の調和やまち並みを含む全体的な景観形成に必要な検討をする
防災に関する要件	野辺地町地域防災計画の遵守
防犯に関する要件	「防犯に配慮した設計ガイドライン」の遵守
設計対象工事費	別途指示
経費区分	公共
工事発注条件	別途協議
建設工期	令和6年8月完成予定

6. 事前調査概要

土地条件	<p>面積：3,900㎡程度 地目：宅地 他 所有：野辺地町</p> <p>道路：県道、町道 幅員：受注者が確認すること(建築基準法第42条第1項第1号該当)</p> <p>現況：受注者が確認すること</p>
敷地測量	・別途発注
地質調査	・別途発注
インフラ施設	受注者が確認すること
都市計画法令等の条件	<p>都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等：非線引都市計画区域</p> <p>用途地域：①商業地域②近隣商業地域③第2種住居地域</p> <p>防火地域等：指定なし</p> <p>建ぺい率：①80%②80%③60% 容積率：①400%②200%③200%</p>

7. その他留意事項

<p>①構造体以外の耐震安全性は建築非構造部材をA類、建築設備を甲類とする。</p> <p>②新エネルギーの導入を検討する。 (A：自然エネルギー B：リサイクルエネルギー C：エネルギー高効率化)</p> <p>③省エネ対策エコ化を図る（建築物の省エネ等エコ化に関する検討を行うこと）</p> <p>④安全性・セキュリティ性（防犯対策等）防災・防犯性の確保</p> <p>⑤バリアフリー化・ユニバーサルデザイン（エレベータの設置等）</p>
--

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「青森県建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

委託する業務範囲は次のとおりとする。ただし、各業務の中で必要となる資料等の提供、事業課との協議・調整等は発注者が行う。

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- 1) 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 2) 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 3) 電気設備基本設計に関する標準業務
- 4) 機械設備基本設計に関する標準業務
- 5) 外構基本設計に関する標準業務 ※詳細は外構設計等業務委託特記仕様書のとおり

b. 実施設計

- 1) 建築（総合）実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
- 2) 建築（構造）実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
- 3) 電気設備実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
- 4) 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
- 5) 外構実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)

※詳細は外構設計等業務委託特記仕様書のとおり

(2) 追加業務の内容及び範囲

※ 積算業務

- ※ 建築積算(積算数量算出書の作成・単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)
- ※ 電気設備積算(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)
- ※ 機械設備積算(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)
- ※ 透視図(外観1面、内観2面)作成
- ※ 建築確認申請手続き業務(手数料の納付は含まない)
- ※ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- ※ 概略工事工程表の作成

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 調査職員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに調査職員に提出する。
- e. 受注者は、基本設計業務の成果を基本設計図書等にまとめ、発注者の承諾を得た上で、次の実施設計業務段階に移るものとする。

(2) 適用基準等

a. 技術・性能・仕様等適用基準

- ※ 公共建築工事標準仕様書(建築・電気・機械) (平成31年版)
- ※ 建築設計基準 (令和元年度改訂版)
- ※ 建築構造設計基準 (平成30年版)
- ※ 建築設備計画基準 (平成30年版)
- ※ 建築設備設計基準 (平成30年版)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築・電気・機械) (平成31年版)
- ※ 建築物解体工事標準仕様書 (平成31年版)
- ※ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年 3月)
- ※ 青森県営繕設備設計要領 (平成31年度版)
- ※ 青森県建築設計断熱基準 (平成11年10月)
- ※ 青森県福祉のまちづくり条例別表第2 (整備基準) (平成11年 3月)
- ※ 青森県公共事業景観形成基準 (及びガイドプラン) (平成 9年 2月)
- ※ 青森県景観色彩ガイドプラン (平成12年 3月)
- ※ 建築工事設計図書作成基準 (平成28年版)
- ※ **建築設備工事設計図書作成基準** (平成30年版)
- ※ 建築工事における建設副産物管理マニュアル (平成18年 3月)
- ※ 防犯に考慮した設計ガイドライン (平成16年10月)
- ・ 青森県環境調和建築設計指針 (平成15年12月)
- ・ 青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン (平成29年 4月)
- ※ 青い森県産材利用推進プラン (平成23年 9月)

・貸与

b. 積算等適用基準

- ※ 公共建築工事標準単価積算基準 (平成31年版)
- ※ 公共建築数量積算基準 (平成29年版)
- ※ 公共建築設備数量積算基準 (平成29年版)
- ※ 建築設備設計計算書作成の手引 (平成30年版)
- ※ 青森県県土整備部建築工事積算基準 (平成30年 4月)
- ※ 青森県県土整備部建築工事共通費積算基準 (平成31年 4月)
- ※ 青森県県土整備部建築工事単価等決定要領 (平成31年 4月)
- ※ 公共建築工事内訳書標準書式(建築・設備) (平成30年版)
- ※ **営繕工事積算チェックマニュアル** (平成30年版)

(3) 青森県環境調和建築設計指針の適用

本設計業務において、青森県環境調和建築設計指針を（ ・適用する ※適用しない ）。

青森県環境調和建築設計指針が適用される場合は、設定された水準に基づき以下の作業を行う。

- a. 庁舎及び学校の場合には「環境負荷低減手法選択シート」により、各対策項目について、目標とする指標値が達成可能な対策レベルを選定する。
同シートにより各環境負荷低減手法の採用による費用対効果を算出する。
その他の施設の場合は、同指針を参考にして検討を行い、同様の作業を行う。
- b. 指針に掲げる5項目について、基本設計、実施設計の両段階において、「環境調和建築チェックシート」により、環境への配慮度合いを確認する。

(4) 業務計画書

業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

- 1) 実施工程表（基本設計及び実施設計の説明並びに検査予定他）
- 2) 業務実施体制
- 3) 管理技術者の主な実績等
- 4) 担当主任・担当技術者の経歴等

(5) 貸与品等

a. 既存設計図書等

- ※ 既存建築物設計図書一式
- ※ 既存工作物設計図書一式

b. 既存資料

- ※ 既存敷地調査資料（柱状図）
- ・
- ・

c. 資料の貸与及び返却

貸与場所（ 青森県野辺地町 財政課 ） 貸与時期（ 業務着手時 ）
返却場所（ 同 上 ） 返却時期（ 業務完了時 ）

(6) 業務打合簿

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（ ）

(7) その他、業務の履行に係る条件等

a. 指定部分の範囲（ 基本設計の完了 ）

指定部分の履行期限（ 令和3年2月まで ）

b. 成果物の提出場所（ 青森県野辺地町 財政課 ）

c. 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- 1) 写真は、県が行う事務並びに県が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。
この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- 2) 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - ① 写真を公表すること。
 - ② 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3. 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、以下の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。
 なお、「管理技術者等」とは、管理技術者、協力員を総称している。

(1) 管理技術者(3.5)

管理技術者については、以下の要件を満たす者とする。また、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

a. 資格要件

※ 建築士法(昭和25年法律第202号)による (※一級建築士 ・ 構造設計一級建築士 ・ 設備設計一級建築士 ・ 建築設備士)であること

b. 実務要件

1) 公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)またはそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計業務を実施した経験を有すること

2) 資格別要件

① 一級建築士

※ {
 ・ 建築に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
 ・ 建築に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
 ※ 建築に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
 ・ 建築に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

② 設備設計一級建築士・建築設備士

・ {
 ・ 建築設備に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
 ・ 建築設備に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
 ・ 建築設備に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
 ・ 建築設備に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

3) その他

(2) 協力者(3.22) 【電気・機械設備を再委託する場合】

協力者については、以下の(・a、bのいずれかの要件 ※a及びbの要件)を満たすものとする。
 また、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

a. 協力者の資格要件

※ 電気・機械設備を再委託する場合の協力者については、下記の表に○印の付いている委託内容に限る。

適用	資格区分 設計委託内容	設備設計一級建築士	建築設備士	技術士	空気調和衛生工学会	1級電気・管工事施工管理技	第1・2・3種電気主任技術者
		・ 2,000㎡を超える新築大規模建築物	○	○	×	×	×
・ 大幅なシステム変更・特殊設備改修	○	○	○	○	×	×	
・ その他の新築・改修工事等	○	○	○	○	○	○	

b. 協力者の実務要件

- 1) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）またはそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計業務を実施した経験を有すること
- 2) 実務経験年数
 - ・ 建築設備に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ・ 建築設備に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ※ 建築設備に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ・ 建築設備に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

(3) 協力者 (3.22) 【建築設計を再委託する場合】

協力者については、以下のa、bのいずれかの要件を満たす者とする。また、設計業務についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

a. 協力者の資格要件

- ※ 建築士法(昭和25年法律第202号)による（・一級建築士 ・構造設計一級建築士
・二級建築士）であること

b. 協力者の実務要件

- 1) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）またはそれに準ずる仕様書を適用した経験を有すること
- 2) 実務経験年数
 - ・ 建築に関して18年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ・ 建築に関して13年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ※ 建築に関して8年以上の実務経験相当の能力を有すること
 - ・ 建築に関して5年以上の実務経験相当の能力を有すること

(4) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

4. 成果物及び提出部数

(1) 成果物

提出時期	提出物
基本設計 業務完了時	1.「基本設計説明書」
	2.「基本設計図書」
実施設計 業務完了時	1.「実施設計説明書」
	2.「実施設計図書関係」
	3.「工事費関係書類」
	4.「検討書・届出関係」
	a. 各種検討書
b. 各種届出書	

(2) 成果物の内容

提出時期	提出物	提出部数	大きさ	備考	
基本 設計業務	「基本設計説明書」	2部	A3判		
	a. 業務体制・業務工程表				
	b. 設計条件・設計方針				
	c. 現地調査概要 (敷地形状及び既存建物等の配置状況、隣接道路・工事進入路状況、インフラ整備状況、敷地内進入経路・仮設物設置可能敷地、敷地内の工事支障物等の記録、写真)				
	d. 基本計画概要				
	e. 関係法令等への対応				
	f. 建築に対する考え方 (ゾーニング、動線計画、諸室計画、仕上計画、外構計画、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの取組、県産材使用方針、景観上の配慮、防災計画、日影図、机上電波障害予想図等)				
	g. 構造に対する考え方 (耐久性の考え方、上部構造・基礎構造の各検討、地質概要等)				
	h. 設備に対する考え方 (省エネ対策、冷暖房の対応、給水計画、便所計画、浄化槽検討等)				
	i. 外構に対する考え方 (省エネ対策、冷暖房の対応、給水計画、便所計画、浄化槽検討等)				
	j. 工事費概算、概略設計計算書、維持費概算				
	k. 各種検討書 (インシャルコストとランニングコスト、メンテナンス、環境配慮等)				
	l. その他				
	「基本設計図書」	5. 設計図書参照	2部	A3判	(白紙)
	実施 設計業務	「実施設計説明書」	2部	A3判	(白紙)
a. 設計方針					
b. 関係法令等への対応					
c. 建築に対する考え方					
d. 構造に対する考え方					
e. 設備に対する考え方					
f. 外構に対する考え方					
g. 主要設計図					
h. その他 (建築物の利用に関する説明書等)					
「実施設計図書関係」		5. 設計図書参照			
a. 透視図及び写真 (内外観各1面)		1部	A3判程度		
b. 原図		1式			CD-R
c. 製本図面		①原図判2つ折製本	2部	原図判	
		②縮小判2つ折製本	3部	A3判	
d. CADデータ (総合実施設計図) (※1)		2部			CD-R
e. 工事縦覧用図面	1部	原図判		左綴り	
f. 青写真バラ図面又は図面 データ入力CD-R	電子縦覧対象でない場合	10部程度		CD-R(※2)	
	電子縦覧対象の場合	10部程度		CD-R(※2)	
g. 工事起案用主要図面 (案内・配置・各階平面・立面・断面図及び仕上表等、設備工事は全て)	1部	原図判		A4判折袋入	
h. 説明資料用縮小図 (案内・配置・各階平面・立面・断面図及び透視図(カラー))	5部程度	B4判		(白紙)	
i. OHP(案内図、配置図、各平面図、透視図(カラー))	各1枚	A4判			

実施 設計業務	「工事費関係」			
	a. 積算数量算出書	1部	A4判	
	b. 積算数量算出書のうち、積算数量調書	1部	A4判	
	c. 見積書等関係資料	1部	A4判	
	d. 営繕工事積算チェックマニュアル	1部	A4判	
	e. 単価資料	1部	A4判	
	「検討書関係」			
	a. 構造計算書	1部	A4判	
	b. 各種技術資料	1部	A4判	
	c. 青森県環境調和建築設計指針関係	1部	A4判、A3判	データ共
	d. 打合せ記録簿	1部	A4判	
	e. チェックリスト（設備工事）	1部	A4判	
	f. 概略工事工程表	1部	A4判、A3判	
	g. その他検討書（リサイクル計画書）			
	「届出関係」			
	a. 確認申請関係書類	正副各1部	A4判	
	b. 建築物エネルギー消費性能適合性判定関係書類	正副各1部	A4判	
	c. 福祉のまちづくり条例関係書類	正副各1部	A4判	
	d. 防災計画書等	正副各1部	A4判	
	e. 他官公署等申請・届出関係書類	正副各1部	A4判	
	f. その他届出			

※1 「実施設計図書関係」 dのCADデータは、「青森県建築CAD図面作成要領(案)」に基づき作成する。

提出されたCADデータを、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用する等、建築設計業務委託契約書第8条第1項の規定の範囲内で利用することがある。

※2 「実施設計図書関係」 fの電子縦覧用の図面データ入力CD-Rは次のとおり作成する。

- ① ファイル形式は、PDF形式とし、全ての図面を一つのファイルにまとめ、CD-Rに格納すること。
- ② 格納するファイルはできる限り直接CADソフトよりPDF形式に変換すること。
- ③ 解像度は600dpiのモノクロを標準とし、用紙の設定は原図サイズとすること。
- ⑤ CD-R及びケースには工事名称を記載する。
- ⑥ その他不明な点がある場合は調査職員の指示による。

・ 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）によるものとし、内訳書ファイルはVer. 7形式とする。

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

※ 上記成果品は イージーキャビネットA4判（ESC-101N W365*H290*D450 同等品）に納めて納入すること。

5. 設計図書

(1) 建築（総合・構造）

基本設計図書	実施設計図書	縮尺・規格
	特記仕様書	指定
仕上表（内外主要部）	内外仕上表	
面積表	面積表及び求積図	
敷地案内図	敷地案内図	
配置図及び外構計画図	配置図	1/200～1/600
各階平面図	各階平面図	1/100～1/200
立面図	立面図	1/100～1/200
断面図	断面図	1/100～1/200
	矩計詳細図	1/20～1/30
	展開図	1/50
	天井伏図	1/100～1/200

	平面詳細図	1/20～1/30
	部分詳細図	1/20～1/30
	建具表	1/30～1/50
	外構図	1/200～1/600
基本構造図	構造図	
	i. 伏図	1/100～1/200
	ii. 軸組図	1/100～1/200
	iii. 各部断面図	1/20～1/30
	iv. ラーメン図	1/20～1/50
	v. 各部詳細図	1/20～1/30
	総合実施設計図 (平面図、立面図、天井伏図、展開図)	

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

※ 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。

(2) 電気設備

基本設計図書	実施設計図書	縮尺・規格
	特記仕様書	指定
主要機器表	各種機器表	
配置図（屋外設備図）	敷地案内図	
	配置図	(1/200～1/600)
各種システム系統図	受変電設備単線結線図	
	幹線系統図	
	分電盤、動力盤、制御盤結線図	
	動力設備系統図	
	弱電設備系統図	
照明設備概要図 特殊設備概要図	受変電設備図	1/20～1/50
	自家発電設備図	1/20～1/50
	電灯設備平面図	1/100～1/200
	動力設備平面図	1/100～1/200
	照明器具姿図	
	弱電設備平面図	1/100～1/200
	弱電設備器具姿図	
	昇降機・搬送機設備図	1/50
	部分詳細図	1/20～1/50
	屋外設備図	1/20～1/300
	その他必要な図面	

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

※ 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。

(3) 機械（給排水衛生・空調換気）設備

基本設計図書	実施設計図書	縮尺・規格
	特記仕様書	指定
主要機器表	各種機器表	
配置図（屋外設備図）	敷地案内図	
	配置図	1/200～1/600
各種システム系統図	給排水衛生系統図	
	給湯・ガス設備系統図	
	空調設備系統図	
	換気設備系統図	
	消火設備系統図	
	自動制御設備構成図	
機械室機器配置概要図 配管ダクトルート概要図	給排水衛生設備平面図	1/100～1/200
	衛生器具姿図	
	給湯・ガス設備平面図	1/100～1/200
	空調設備平面図	1/100～1/200
	換気設備平面図	1/100～1/200
	消火設備平面図	1/100～1/200
	汚水処理設備仕様図	
	自動制御機器機能表	
	自動制御設備計装図	
	自動制御設備平面図	1/100～1/200
	特殊設備平面図	
	部分詳細図	1/20～1/50
	屋外設備図	1/20～1/300
	屋外排水設備縦断図	
	その他必要な図面	

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

※ 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。

外構設計等業務委託特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 履 行 期 限

令和 3 年 1 0 月 3 0 日まで

第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

第 4 条 打 ち 合 わ せ 等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り及び設計業務完了時において行う打ち合わせは、3回とする。設計業務の主要な区切りは、基本設計完了時とする。

なお、設計業務着手時及び設計業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第 5 条 設 計 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、第 1 回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 6 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

.....
.....
.....

第 7 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 1 5 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 8 条 参 考 資 料

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第1条 設 計 条 件

設計条件は、下記のとおりとする。

工 種	作 業 条 件	数 量
【解析調査費】		
C B R 試 験		
室内C B R 資料採取	変状土 (70kg)	N=3.0 個
変状土C B R 試験	設計 CBR モールド 2 個使用	N=3.0 試料
【外構設計業務】		
外構工事実施設計	A=3,900 m ²	
予条件の確認及び調査		N=1.0 式
実施設計の検討		N=1.0 式
実施設計図の作成		N=1.0 式
数量計算		N=1.0 式
概算工事費の算出		N=1.0 式
実施設計説明書の作成		N=1.0 式
照査		N=1.0 式
外構工事撤去設計	A=2,200 m ²	
既存施設の現況把握		N=1.0 式
撤去等方針の設定		N=1.0 式
撤去関係図の作成		N=1.0 式
撤去等数量計算		N=1.0 式
照査		N=1.0 式
関係機関との協議資料作成	3 機関	
交通量調査		
交通量調査(3 方向交差点)	昼間 12 時間調査	N=2.0 箇所
資料整理 (交通量)		N=2.0 箇所
跡片づけ		N=2.0 箇所
諸官庁への手続き		N=1.0 業務
交通量監督	昼間 12 時間調査監督	N=1.0 式
打合せ等		
初回		N=1.0 式
中間 3 回		N=1.0 式
納品時		N=1.0 式

第2条

第3条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」(青森県リサイクル製品認定制度)第9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。
- － 5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6) 本業務は、受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のため、ウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。
 - 1. 打ち合わせ時間の配慮
打ち合わせは、勤務時間内におこなう。
 - 2. 資料作成依頼の配慮
資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。
 - 3. ワンデーレスポンスの再徹底
問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

第 3 章 成 果 品

第1条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

- 1. 報告書
建築設計業務委託特記仕様書のとおり
- 2. その他
設計業務等に関する提出書類一覧表のとおり

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出区分	名 称	提出期日	部数	条 項
○	業 務 工 程 表	契 約 後 1 4 日 以 内	1	3 条
○	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
○	業 務 履 行 報 告 書	毎 月 1 回、調 査 職 員 の 指 定 日	1	15 条
○	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	31 条
○	引 渡 書	引 渡 の と き	1	31 条
○	請 求 書	引 渡 の と き	1	32 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出区分	名 称	提出期日	部数	条 項
○	照 査 技 術 者 通 知 書	設 計 図 書 で 定 め ら れ て い る 場 合 契 約 後 遅 滞 な く	1	11 条
○	管 理 (照 査) 技 術 者 変 更 通 知 書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
○	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
○	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
○	履 行 期 間 の 変 更 請 求 書	変 更 を 必 要 と す る と き	1	22 条
○	部 分 使 用 同 意 書	発 注 者 が 部 分 使 用 を 請 求 し た と き	1	33 条
○	指 定 部 分 に 係 る (又 は、引 渡 部 分 に 係 る) 業 務 完 了 報 告 書	設 計 図 書 に 定 め ら れ た 期 日	1	37 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出区分	名 称	提出期日	部数	条 項
○	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 1 5 日 以 内	1	1112 条
○	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出区分	名 称	提出期日	部数	条 項
○	担 当 技 術 者 届	担 当 技 術 者 を 定 め た 場 合	1	1109 条
○	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
○	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
○	レクリス登録内容確認書	請 負 金 額 100 万 円 以 上 契 約 締 結 後、 変 更 時、完 了 時 登 録 後 速 や か に	1	1110 条
○	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
○	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
○	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登 録 技 術 の 活 用 を 希 望 す る と き	1	1139 条
○	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
○	生 産 性 向 上 提 案 書	後 段 階 の 設 計 に お い て 一 層 の 生 産 性 向 上 の 検 討 の 余 地 が 残 さ れ て い る 場 合	1	1209 条

(5) その他の提出する書類

提出区分	名 称	提出期日	部数	条 項
○	重 要 事 項 説 明 書	契 約 締 結 前	1	建 築 士 法 第 24 条 の 7
○	着 手 届	着 手 前	1	建 設 工 事 等 契 約 事 務 取 扱 要 領 第 22 条
○	夏 季 休 暇・年 末 年 始 休 暇 届	そ の 都 度		